

## 報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長が専決した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

### 1 専決した事項

#### (1) 件名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

#### (2) 内容

令和7年第4回市議会定例会に提出を予定する次の議案（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案）について、異議のない旨の意見を提出した。

議案第177号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第179号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第180号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第215号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について

議案第216号 川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について

議案第217号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について

議案第219号 令和7年度川崎市一般会計補正予算

議案第220号 令和7年度川崎市一般会計補正予算

### 2 専決を行った日

令和7年11月11日

（参考）川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）

（教育長の専決事項）

第4条 教育長は、第2条第1項各号に掲げる事項のうち、次に掲げるものについて、専決することができる。

(1) 略

(2) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。

(3) ～ (7) 略

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、同項第1号及び第2号に掲げる事由により専決したとき、特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあるときは、その概要を委員会に報告しなければならない。

川崎市長様

教育長

令和7年第4回市議会定例会提出予定議案に係る教育委員会の意見聴取について（回答）

令和7年1月20日付け6川総庶第1346号にて依頼のありました標記の件につきまして、令和7年第4回市議会定例会に提出を予定する次の議案（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案）について、異議はございません。

議案第177号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第179号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第180号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第215号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について

議案第216号 川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について

議案第217号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について

議案第219号 令和7年度川崎市一般会計補正予算

議案第220号 令和7年度川崎市一般会計補正予算

（教育委員会事務局総務部庶務課担当）

電話200-3266

内線50121

6川総庶第 1346 号  
令和 7 年 1 月 20 日

教 育 長 様

川 崎 市 長

令和 7 年市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、令和 7 年に開催される市議会定例会及び臨時会に提出を予定する各議案について、教育に関する事務の部分における貴委員会の意見を求めます。

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（抄）  
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

（総務企画局総務部庶務課担当）

電話 200 - 2046

内線 21311